

# 平成23年度 労働保険加入勧奨推進費のご案内

## 1 労働保険加入勧奨推進費とは

労働保険加入勧奨推進費は、労働保険の未手続事業（労災保険及び雇用保険双方の保険関係が成立しているのにもかかわらず、一方の保険加入手続がなされていない事業を含む。）の労働保険への加入促進を図ることを目的として創設されたもので、労働保険適正加入推進員（以下「推進員」という。）が未手続事業に対し加入勧奨を行った場合に支給される「調査説明費」及び当該事業が保険関係成立の手続を行った場合に支給される「成功報酬費」の2つの制度で構成されています。

なお、平成23年度においては、成功報酬費の支給要件及び支給額が変更されております。

## 2 支給要件等

### □ 調査説明費

#### (1) 支給対象

調査説明費は、推進員が労働保険の未手続事業一掃対策に係る協議会において決定された未手続事業名簿に基づき割り当てられた未手続事業に対し加入勧奨を行い、「労働保険加入勧奨状況報告書」を提出した場合に支給されます。

#### (2) 支給額

調査説明費の支給額は、1事業1回訪問当たり1,260円（消費税込。）とします。ただし、調査説明費の支給対象となる訪問回数は、1事業当たり2回を限度とします。

### □ 成功報酬費

(1) 成功報酬費は、推進員が加入勧奨を行った結果、未手続事業が労働保険に加入した場合に支給されます。その際、雇用保険の保険関係を成立させた場合には、雇用保険の適正な手続が行われたことを確認した上で支給します。

ただし、都道府県労働局による手続指導又は職権成立を行った場合は支給されません。

#### (2) 支給額

成功報酬費の支給額は成立した保険関係により次のとおりとなっています。

- ア 一元適用事業で労災保険及び雇用保険の成立手続を行った事業の場合  
9,450円（消費税込。）
- イ 一元適用事業で労災保険の成立手続を行った事業の場合  
5,250円（消費税込。）

- ウ 一元適用事業で雇用保険の成立手続を行った事業の場合  
4, 200円（消費税込。）
- エ 二元適用事業で労災保険の成立手続を行った事業の場合  
5, 250円（消費税込。）
- オ 二元適用事業で雇用保険の成立手続を行った事業の場合  
4, 200円（消費税込。）

### 3 申請手続等

#### (1) 支給申請期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日までとします。

#### (2) 支給申請書提出先

都道府県労働保険事務組合連合会（都道府県支部）

#### (3) 提出書類

「労働保険調査説明費・成功報酬費支給申請書」に次の書類を添付し提出してください。

##### ア 調査説明費を申請する場合

「労働保険加入勸奨状況報告書」

##### イ 成功報酬費を申請する場合

事業主又は事務組合が行った「保険関係成立届」の写し

ただし、雇用保険の保険関係を成立させた場合には、次の書類も添付してください。

- ・「雇用保険適用事業所設置届事業主控」の写し
- ・「雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主通知用）」の写し（被保険者全員分）
- ・電子申請システムよりメール送付される電子申請の処理完了通知をプリントアウトしたもの（電子申請により雇用保険被保険者資格取得届を提出した場合のみ）

#### (4) 申請書の提出時期

毎月末までに都道府県支部に提出してください。

社団法人 全国労働保険事務組合連合会

都道府県労働保険事務組合連合会

※ 詳しくは都道府県労働保険事務組合連合会にお問い合わせください。